（様式２）

地方自治法（昭和 22 年4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年10月21日

横浜市契約事務受任者
総務局長　近藤　武

1　契約の概要
特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）15,000セットほかの印刷

2　履行（納品）場所
総務局法人課税課ほか

3　契約日
令和８年９月８日

4　履行日又は履行期間
令和８年９月８日から令和８年９月18日まで

5　契約金額
815,375円

6　契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区花咲町７－１５０　ウエインズ&イッセイ横浜ビル４Ｆ
ＴＯＰＰＡＮ株式会社
情報ソリューションＢＵ　ＢＰＯ事業本部　ソーシャルビジネス第二本部長
市川 憲一

7　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
横浜市長の辞任に伴い、市長名及び市長公印を表示している特別徴収税額通知書について、地方自治法第152条の規定に基づく職務代理者名及び同公印に変更する必要が生じました。
特別徴収税額通知書は、地方税法の規定に基づき特別徴収義務者等へ送付する行政文書であり、発付時点における適正な権限者名及び公印を表示する必要があります。本件用紙は、令和８年10月１日発付分の特別徴収税額通知書に使用するものであり、通知書の印字、加工及び発送準備に必要な期間を確保するためには、通常の契約手続きでは対応不可能であったことから、随意契約（緊急契約）を行いました。

8　契約の相手方の選定理由
本件通知書については、現在契約している「市民税・県民税特別徴収関係帳票の定期課税及び異動処理に係る帳票作成、印字、裁断、圧着・製本及び封入・封緘等業務委託」において、使用する用紙の作成、印字、封入・封減等の一連の業務を委託しています。
同業務を受託しているＴＯＰＰＡＮ株式会社は、本件通知書の版下を所持しており、納期までに納品可能な唯一の業者であることから、同社に発注しました。

9　所管課
総務局税制課